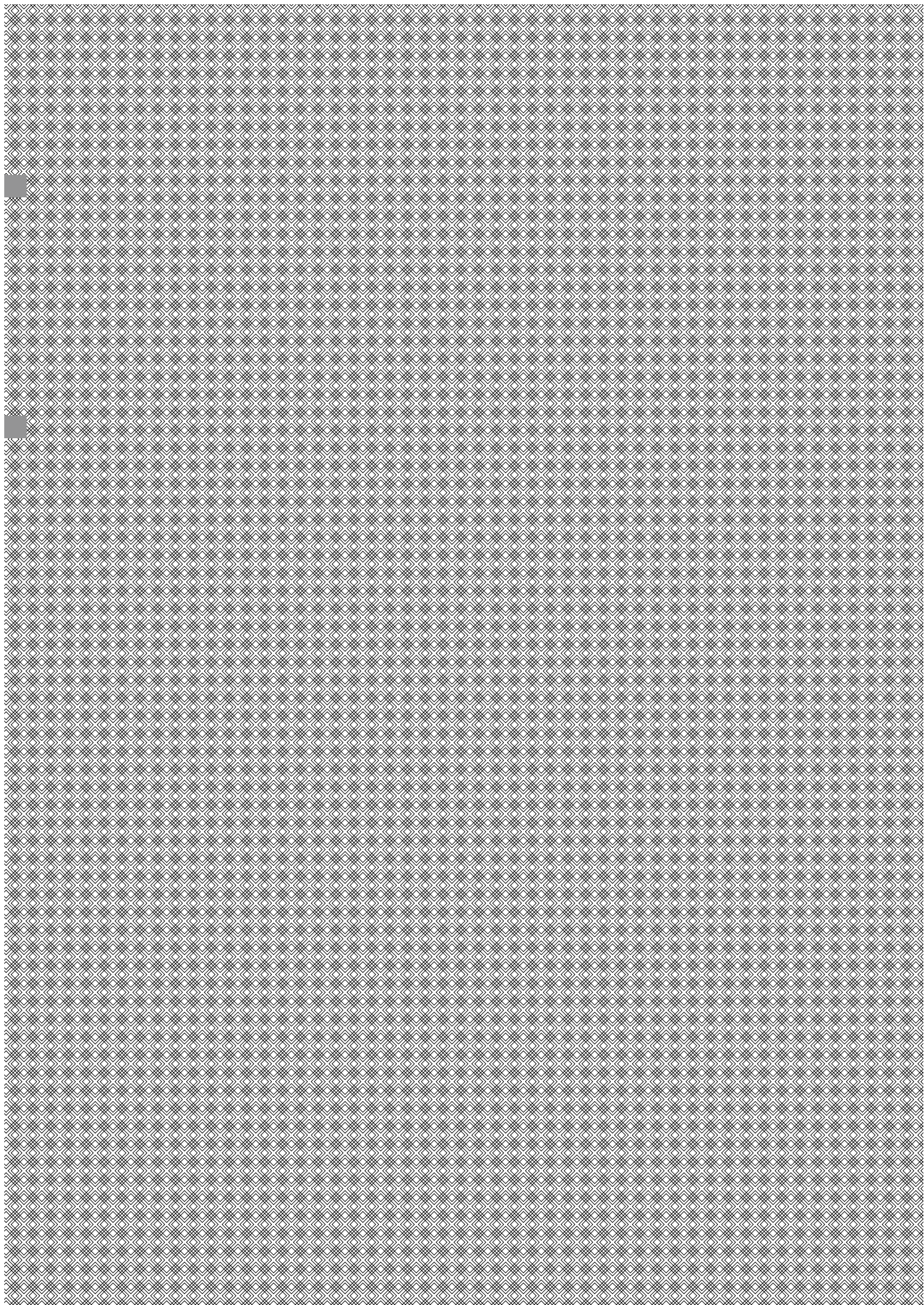


Z—72—F

消費税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「F1～F12」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

(1) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関して、「特定課税仕入れ」の意義、「特定課税仕入れに係る対価の返還等」の意義及び「特定課税仕入れに係る支払対価の額」の意義を述べた上で、当該消費税額の控除に係る内容と要件を述べなさい。また、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除で、相続、合併又は分割があった場合の取扱いについて述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はない。

(2) 消費税法上の「価格の表示」について、義務付けられる対象者、対象となる取引及び対象から除かれている取引に触れながらその内容を述べ、それを踏まえて次のイ～ニの価格が、当該「価格の表示」の対象となるかどうかを答えなさい。なお、解答に当たって、価格の具体的な表示例に触れる必要はない。

イ スーパーマーケットのチラシに表示する価格

ロ 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格

ハ 見積書に表示する価格

ニ 口頭で伝える価格

問 2 日本国内に本店を有する株式会社 A (以下「A 社」という。)の次の(1)～(5)の取引に関する消費税法上の適用関係について、その理由を示して簡潔に答えなさい。

(1) A 社は、日本国内に本店を有する株式会社 B (以下「B 社」という。)のインドネシア共和国に所在する工場から商品を仕入れ、これを日本国内に持ち込まないで、直接マレーシアの発注者である外国法人 C に納品している。なお、この取引については、A 社の本店で仕入れ・売上げを計上しており、また、A 社と B 社との間の売買は、国内において、B 社の本店から託送中の商品に係る船荷証券の譲渡を受けて、商品代金を支払っている。

(2) A 社が製造する部品 a の特許権は、アメリカ合衆国及びフランス共和国の二国のみで登録されている。A 社は、アメリカ合衆国の外国法人 D に対し、同国で登録された特許権を譲渡し、その対価を収受した。

(3) A 社は、A 社の出資先である外国法人 E (以下「E 社」という。)の株式を国内に本店を有する株式会社 F に譲渡し、その対価を収受した。なお、E 社は株券を発行していないため A 社はその株券を有しておらず、また、E 社の株式については振替機関等が取り扱うものではない。

(4) A 社は、シンガポール共和国の外国法人 G (以下「G 社」という。)に対して現地通貨で金銭を貸し付けている。A 社は、貸付金に係る利息を G 社から収受し、A 社の本店で受取利息として計上している。

(5) A 社は、アメリカ合衆国に本店を有し書籍の販売業を営む外国法人 H (以下「H 社」という。)から、インターネットを介して事業者向けの専門誌(電子書籍)の配信を受け購入した。なお、H 社はこれまで、日本の税務に係る申請手続を行ったことはない。

〔第二問〕 — 50 点 —

問 1 株式会社甲(以下「甲社」という。)は、飲食店業を営む法人である。甲社の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

甲社の各課税期間の納税義務の判定及び当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)について、この【資料】に基づき、答案用紙の指示に従って「Ⅰ 各課税期間の納税義務の有無の判定」、「Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算」、「Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等」、「Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算」、「Ⅴ 中間納付税額の計算」及び「Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算」において、それぞれの計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して答えなさい。

【計算に当たっての前提事項】

- (1) 甲社は、会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により処理(税込経理)している。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 34 条第 1 項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等をいう。)は無いものとする。
 - ・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
- (3) 本問において、特に断りのある場合を除き、「酒類」とは、酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する酒類をいい、「飲食物品」とは、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 2 条第 1 項に規定する食品(酒類を除く。)をいうものとする。
- (4) 納付税額又は還付税額の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が 2 以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。
- (5) 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されている。

なお、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第 43 条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用した仮決算による中間申告書の提出はしていない。
- (6) 甲社は、前課税期間については、個別対応方式(消費税法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。
- (7) 甲社は、設立以来「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第 9 条第 4 項に規定する届出書)及び「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書)を提出したことはない。
- (8) 当課税期間において、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われて

いる。なお、課税仕入れ、特定課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に断りのある場合を除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にものみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にものみ要するものとし、これら以外のもは共通課税仕入れとする。

- (9) 当課税期間において行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されている。

【資料】

- (1) 甲社は、食品メーカーである乙株式会社(以下「乙社」という。)が営んでいた飲食店部門を分社化する目的で設立された法人である。甲社の設立に関する乙社からの出資等の内容は次のとおりである。

- ・ 設立日 令和3年2月1日
- ・ 資本金 9,900,000円(全額を乙社が金銭出資)
- ・ 発行済株式数 198株(全株式を乙社が保有)

- (2) 甲社設立後、甲社と乙社の間において令和3年2月1日付で会社法(平成17年法律第86号)第467条第1項第5号(事業譲渡等の承認等)に掲げる事後設立に係る契約を締結し、契約に従い金銭以外の資産の譲渡が行われている。なお、当該契約に定める資産の譲渡は甲社設立の時に於いて予定されていたものであり、当該資産の譲渡の内容は次のとおりである。

(単位：円)

譲渡資産	譲渡日	譲渡対価(税込)
内装工事	令和3年7月1日	4,763,000
厨房機器	令和3年7月1日	4,356,000
調理器具	令和3年7月1日	561,000

(注) 譲渡対価は各譲渡資産の譲渡時の価額として適正な金額であるものとする。

- (3) (2)の各資産は全て乙社が営業していたイタリアンレストラン(以下「店舗A」という。)に所在するものであり、甲社は令和3年7月1日から店舗Aの営業を引き継いでいる。また、甲社は、店舗Aとは別のイタリアンレストラン(以下「店舗B」という。)を開店し、令和3年4月10日から営業している。
- (4) 甲社の前課税期間(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)に係る確定申告書の提出(期限内申告)により、確定した消費税額(当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額)は3,016,900円である。

(5) 甲社の各事業年度(課税期間)の取引等の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

取引の状況	前々事業年度	前事業年度
	自令和3年2月1日 至令和3年3月31日	自令和3年4月1日 至令和3年6月30日
I 資産の譲渡等の金額	326,550	5,355,541
うち飲食料品の譲渡に係るもの	0	766,972
うち非課税取引に係るもの	25	1,107,637
II Iに係る対価の返還等	0	9,247
うち飲食料品の譲渡に係るもの	0	9,247
うち非課税取引に係るもの	0	0

(単位：円)

取引の状況	前事業年度	
	自令和3年7月1日 至令和3年9月30日	自令和3年10月1日 至令和4年3月31日
I 資産の譲渡等の金額	7,505,812	43,161,653
うち飲食料品の譲渡に係るもの	1,148,523	9,980,592
うち非課税取引に係るもの	1,278,032	2,556,064
II Iに係る対価の返還等	39,269	56,629
うち飲食料品の譲渡に係るもの	39,269	56,629
うち非課税取引に係るもの	0	0

(注) 甲社は消費税法第9条の2(前事業年度における課税売上高による納税義務の免除の特例)の判定については課税売上高を用いて判定することとしている。

(6) 乙社の各事業年度(課税期間)の取引等の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

取引の状況	第25期	第26期	
	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日	自平成31年4月1日 至令和元年9月30日	自令和元年10月1日 至令和2年3月31日
I 資産の譲渡等の金額	446,744,369	164,982,342	269,251,693
うち飲食料品の譲渡に係るもの	333,128,896	125,558,845	197,932,809
うち非課税取引に係るもの	14,296,524	5,436,322	8,489,497
II Iに係る対価の返還等	35,969,628	11,305,596	17,712,832
うち飲食料品の譲渡に係るもの	33,138,952	10,429,983	16,545,118
うち非課税取引に係るもの	0	0	0

(単位：円)

取引の状況	第 27 期	
	自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 2 年 9 月 30 日	自令和 2 年 10 月 1 日 至令和 3 年 3 月 31 日
I 資産の譲渡等の金額	244,320,357	275,319,504
うち飲食料品の譲渡に係るもの	200,051,572	225,566,430
うち非課税取引に係るもの	6,975,873	7,827,078
II Iに係る対価の返還等	15,132,375	17,064,166
うち飲食料品の譲渡に係るもの	14,968,231	16,902,282
うち非課税取引に係るもの	0	0

(7) 甲社の当課税期間の損益計算書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書

(単位：円)

自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日		
I 売 上 高		
総 売 上 高	87,048,955	
売上値引及び戻り高	247,289	86,801,666
II 売 上 原 価		
期首材料・商品棚卸高	2,368,755	
材料・商品仕入高	19,706,927	
仕入値引及び戻し高	1,285,978	
合 計	20,789,704	
期末材料・商品棚卸高	2,567,111	18,222,593
売 上 総 利 益		68,579,073
III 販売費及び一般管理費		
役 員 報 酬	10,389,600	
給 料 手 当	17,318,399	
福 利 厚 生 費	4,958,779	
広 告 宣 伝 費	500,808	
旅 費 交 通 費	492,873	
接 待 交 際 費	1,160,001	
通 信 費	1,069,384	
水 道 光 熱 費	4,299,840	
租 税 公 課	2,376,920	
消 耗 品 費	456,008	

賃借料	1,016,400	
修繕費	174,020	
保険料	986,255	
支払手数料	2,067,000	
減価償却費	1,976,325	
地代家賃	19,788,600	
その他の費用	1,336,111	70,367,323
営業損失		1,788,250
IV 営業外収益		
受取利息配当金	242,721	
雑収入	5,356,630	5,599,351
V 営業外費用		
支払利息	325,067	325,067
経常利益		3,486,034
税引前当期純利益		3,486,034

【損益計算書に関する付記事項】

イ 「総売上高」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 店舗Aにおける売上高 46,144,771 円

上記金額の内訳は、次のとおりである。

A 飲食に係る売上高 41,283,049 円

店内の飲食設備における酒類及び飲食料品の提供に係る売上高である。このうち146,295 円は店舗Aの開店1周年を記念して実施したキャンペーンに係る店内での飲食代金の5%を決済時に値引きしたものである。甲社はこの値引額146,295 円につき、借方「売上値引及び戻り高」、貸方「売上高」と会計処理を行っている。

B 持ち帰り販売に係る売上高 4,469,836 円

上記金額には、店内で飲食した顧客が注文した料理の残りを折詰めにして持ち帰らせるサービスに係るもの266,598 円が含まれており、残額は持ち帰り用として店頭で販売しているテイクアウトメニューに係るものである。

C 小売商品の売上高 391,886 円

上記金額のうち340,775 円はドレッシングやソース等の調味料の売上高であり、残額は食器類及びレジ袋の売上高である。なお、調味料には酒類に該当するものはなく、調味料と食器類を組み合わせたギフトセットの販売は行っていない。

(ロ) 店舗Bにおける売上高 40,904,184 円

上記金額の内訳は、次のとおりである。

A 飲食に係る売上高 25,832,961 円

上記金額のうち 6,130,048 円は店外に設置しているテーブルにおける酒類及び飲食料品の提供に係る売上高であり、残額は店内の飲食設備における酒類及び飲食料品の提供に係る売上高である。店外のテーブルは椅子がない簡易な立食形式の設備であり、一律税抜 500 円で提供する店内とは異なるメニューの軽食(以下「軽食メニュー」という。)と酒類を提供している。なお、当該テーブルにおいて持ち帰り用として購入した軽食メニューに係る飲食を行うことは認めていない。

B 持ち帰り販売に係る売上高 5,922,290 円

店舗Bでは軽食メニューの持ち帰り販売を行っている。上記金額は、店内又は店外のテーブルで飲食した顧客が食後に持ち帰り用として注文した軽食メニューに係るもの 1,193,737 円及びレジ袋の売上高 7,599 円が含まれており、残額は店頭で販売した軽食メニューに係るものである。

C デリバリー販売に係る売上高 9,148,933 円

店舗Bでは顧客からの注文に応じ軽食メニューの宅配による販売(以下「デリバリー販売」という。)を行っている。上記金額は、デリバリー販売による軽食メニューの売上高 8,680,122 円及び配送料収入 468,811 円の合計額である。

ロ 「売上値引及び戻り高」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 上記イ(イ)Aのキャンペーンに係る値引額 146,295 円

(ロ) 上記イ(イ)Cの売上高に係る売上戻り高 27,965 円

上記金額は、調味料の返品に係るもの 16,741 円と食器類の返品に係るもの 11,224 円の合計額である。

(ハ) 上記イ(ロ)Cの売上高に係る売上戻り高 73,029 円

上記金額は、デリバリー販売に係る品違い等により顧客から返品された軽食メニューに係るもの 60,061 円と返金した送料 12,968 円の合計額である。

ハ 「材料・商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 食材及び調味料の仕入高 11,140,138 円

上記金額は、全て飲食料品の仕入高であり、国外から輸入した食材に係るもの 273,456 円(このうち輸入の際に税関に納付した消費税額は 15,799 円、地方消費税額は 4,457 円である。)以外は全て国内における課税仕入に該当する。

(ロ) 飲料類の仕入高 7,617,779 円

上記金額のうち 6,325,498 円は酒類の仕入高であり、残額は清涼飲料水及びミネラルウォーター等の酒類以外の飲料の仕入高である。

(ハ) 食料品の仕入高 662,691 円

上記金額は、店舗A及び店舗Bで提供・販売しているケーキ等の洋菓子の仕入高である。

(ニ) その他の仕入高 286,319 円

上記金額は、店舗Aで販売している食器類の仕入高並びに店舗A及び店舗Bで販売して

いるレジ袋の仕入高の合計額である。

ニ 「仕入値引及び戻し高」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 上記ハ(イ)の仕入高に係るもの 764,929 円

上記金額のうち 24,840 円は、国外から輸入した食材が甲社が発注したものと異なっていたため、税関長の許可を受けて再輸出せずに保税地域内で廃棄したものであり、残額は全て国内における課税仕入れに係るものである。

なお、この 24,840 円には、廃棄に伴い税関から還付を受けた消費税額 1,435 円及び地方消費税額 405 円が含まれている。

(ロ) 上記ハ(ロ)の仕入高に係るもの 431,981 円

上記金額のうち 314,159 円は酒類の仕入高に係る返品・値引高であり、残額は清涼飲料水及びミネラルウォーター等の酒類以外の飲料の仕入高に係る返品・値引高である。

(ハ) 上記ハ(ハ)の仕入高に係る返品・値引高 69,524 円

(ニ) 上記ハ(ニ)の仕入高に係る返品・値引高 19,544 円

ホ 「役員報酬、給料手当」には、次の通勤手当が含まれている。なお、いずれも通常必要と認められる範囲のものである。

(イ) 役員に係るもの 429,600 円

(ロ) 店舗 A 及び店舗 B での調理・接客等の業務に従事する従業員に係るもの 929,520 円

(ハ) 本社での総務・経理事務に従事する従業員に係るもの 319,300 円

ヘ 「福利厚生費」には、次のものが含まれており、残額は役員及び従業員に係る社会保険料の事業主負担分である。

(イ) 従業員に現金で支給した祝金、見舞金 75,000 円

全て社会通念上相当なものである。

(ロ) 感染症予防等の観点から産業医として招いた個人開業医に支払った報酬 450,120 円

(ハ) その他共通課税仕入れに該当するもの 352,679 円

ト 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 自社ホームページに係る費用 319,264 円

上記費用は、国外の広告会社 X 社に依頼している甲社のホームページの作成及びメンテナンスに係るものであり、当該作成及びメンテナンス業務は電気通信利用役務の提供に該当する。なお、ホームページは店舗紹介のほか、企業情報や求人情報も掲載している。

X 社は外国法人に該当し、当該作成及びメンテナンス業務は事業者に対してのみ行っている。

(ロ) 店舗 B のデリバリー販売に係るポスティングチラシの印刷・配布費用 52,910 円

(ハ) 求人広告の掲載費用 128,634 円

上記費用は、国内の求人検索サイトに求人広告を掲載した費用である。求人は店舗 A のホールスタッフ及び本社の経理事務職に係るものであり、掲載費用は区分されていない。

チ 「旅費交通費」は、全て共通課税仕入れに該当する。

リ 「接待交際費」には、次のものが含まれており、残額は全て共通課税仕入れに該当する。

- (イ) 上記ハ(イ)及びハ(ロ)の仕入先に中元・歳暮として贈答した、飲食料品のみを掲載するカタログギフトの購入費用 254,239 円
- (ロ) 甲社役員に対して毎月定額で支給した渡切交際費で精算を伴わないもの 360,000 円
- (ハ) 得意先等の慶弔に際し現金により支出したもの 120,000 円

ヌ 「通信費」のうち 486,961 円は本社に係るものであり、残額は店舗 A 及び店舗 B に係るものである。なお、本社に係る通信費には、国際電話の通話料 9,769 円が含まれている。

ル 「水道光熱費」のうち 1,195,634 円は本社に係るもの、2,569,733 円は店舗 A 及び店舗 B に係るものであり、残額は下記ツ(イ)の社宅に係るものである。

ヲ 「消耗品費」のうち 92,387 円は本社に係るものであり、残額は店舗 A 及び店舗 B に係るものである。

ワ 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。

- (イ) 冷蔵ショーケースのリース料 409,200 円
店舗 B でワイン及び熟成肉の陳列に使用している冷蔵ショーケースのリース契約(令和 3 年 3 月 1 日契約及び引渡し、リース期間 6 年、リース料総額 2,455,200 円)に係る当課税期間分のリース料である。当該リース契約は所有権移転外ファイナンス・リース取引であり、税法上のリース取引に該当するものであるが、甲社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をし、当該リース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理を行っている。
- (ロ) パソコン及び複合機のリース料 607,200 円
本社において事務全般に使用しているパソコン及び複合機のリース契約(令和 3 年 2 月 25 日契約及び引渡し、リース期間 3 年、リース料総額 1,821,600 円)に係る当課税期間分のリース料である。当該リース契約はオペレーティング・リース取引に該当し、消費税法上の資産の貸付けとして取り扱われるものである。

カ 「修繕費」は、全て店舗 A の厨房設備に係る修理費用である。

コ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。

- (イ) キャッシュレス決済に係る手数料 1,158,840 円
上記金額は、信販会社に支払ったクレジット手数料 776,231 円及び決済代行会社に支払ったバーコード決済の決済システム利用料 382,609 円の合計額である。なお、キャッシュレス決済は全て店舗 A 及び店舗 B における決済に係るものである。

- (ロ) 税理士法人に対する税務顧問報酬 908,160 円

ク 「地代家賃」は、本社の家賃 2,963,400 円、店舗 A の家賃 6,270,000 円、店舗 B の家賃 4,435,200 円及び下記ツ(イ)の社宅の家賃 6,120,000 円の合計額である。

ケ 「その他の費用」の内訳は、次のとおりである。

- (イ) 飲食店予約サイトの利用料 327,833 円
上記金額は、内国法人 Y 社がインターネット上で運営するグルメ・レストラン予約サイ

トの利用料であり、定額利用料 45,540 円と当該サイト経由の予約により生じた飲食に係る売上高に応じて生じる従量料金 282,293 円の合計額である。

- (ロ) 上記イ(ロ)Cのデリバリー販売に係る宅配サービス事業者の利用料 715,178 円
- (ハ) 音楽・映像配信利用料 71,850 円

上記金額は、外国法人Z社が提供する音楽・映像配信に係るものであり、甲社は当該配信を店舗A及び店舗Bにおける店内BGM及びBGVとして利用している。当該配信は電気通信利用役務の提供に該当する。なお、Z社は当該配信を消費者に対しても行っており、Z社は登録国外事業者として国税庁長官の登録を受けている。

- (ニ) 無償提供分の食材購入費用 221,250 円

上記金額は、店舗Bにおいて使用する為に購入した食材のうち、下記ツ(ハ)の料理ボランティアにおける調理に使用したものの購入費用を材料・商品仕入高から振り替えたものであり、全て飲食料品の購入に該当する。

ソ 「受取利息」は、国外の金融機関A銀行が国内市場で発行した社債に係る利子でA銀行の国内支店を通じて振込を受けているもの 175,938 円、国内の金融機関の預金利息 9,827 円及び外国法人T社株式に係る配当金 56,956 円の合計額である。

ツ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

- (イ) 従業員に賃貸している借上社宅に係る家賃収入 5,112,000 円
- (ロ) 店舗Aにおける貸切パーティーの予約のキャンセルに伴うキャンセル料 194,630 円
- (ハ) 災害被災地での料理ボランティアで料理を提供したことによる謝礼金 50,000 円

当該料理ボランティアは、災害被災者への支援を行っている特定非営利活動法人(NPO法人)が被災地において無償で食事の提供を行っているものであり、甲社は同法人の呼びかけに応じ、店舗Bで勤務する従業員を被災地に派遣し、避難所内の食堂で被災者に対し食事の提供を行った。上記謝礼金は食事の提供を受けた被災者有志が後日謝礼として甲社宛に現金書留で送金してきたものである。

問2 A株式会社(以下「A社」という。)は、食パンの製造販売を営む法人である。A社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

A社の当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)について、この【資料】に基づき、答案用紙の指示に従って「Ⅰ 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定」、「Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算」、「Ⅲ 貸倒回収に係る消費税額」、「Ⅳ 仕入れに係る消費税額の計算等」、「Ⅴ 差引税額又は控除不足還付税額の計算」及び「Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算」において、それぞれの計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して答えなさい。

【計算に当たっての前提事項】

- (1) 取引等は、特に断りのある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 収入において消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
- (2) A社は、令和2年6月10日に資本金5,000,000円で設立された法人であり、消費税法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人には該当しない。
- (3) A社は、令和3年3月5日に「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書)を提出し、その後「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」(消費税法第37条第5項に規定する届出書)の提出をしたことはない。
 また、これまでに「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)を提出したことはない。
- (4) 当課税期間において行った課税資産の譲渡等については、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号の各号に掲げる第一種事業から第六種事業の種類ごとに適正に区分している。
 また、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って適正に保存されている。

【資料】

- (1) A社の前事業年度以前の課税売上高の金額、給与等の金額は次のとおりである。

(単位：円)

取引の状況	自 令和2年6月10日 至 令和3年3月31日	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
I 課税売上高の金額	23,357,021 (10,257,408)	44,401,550 (20,967,700)
II 給与等の金額	16,100,000 (10,450,000)	22,535,000 (12,260,000)

(注) かつこ内の金額は、それぞれの事業年度開始の日以後6月の期間の金額である。

- (2) A社の当課税期間の取引等の状況は、次のとおりである。以下は、全て消費税等を含んだ金額により経理している。

イ 食パン等の売上高

A社は、店舗で食パンを製造し、飲食店等の事業者と一般の消費者に販売している。また、他社から仕入れたジャム及びバター並びにパン切り包丁をそのまま飲食店等の事業者と一般消費者に販売している。なお、飲食設備は設けていない。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (イ) 飲食店等の事業者に対する食パン売上高 | 20,347,200円 |
| (ロ) 一般の消費者に対する食パン売上高 | 39,571,200円 |
| (ハ) 飲食店等の事業者に対するジャム及びバター売上高 | 2,162,160円 |
| (ニ) 一般の消費者に対するジャム及びバター売上高 | 4,082,400円 |
| (ホ) 飲食店等の事業者に対するパン切り包丁売上高 | 231,000円 |

- (ケ) 一般の消費者に対するパン切り包丁売上高 701,250 円
- (ト) 社員への食パン売上高 637,200 円
- (注) A社は、食パン一斤を一般消費者に対して税込み 864 円で販売しているが、社員に対して一斤税込み 432 円で販売している。食パン一斤当たり製造原価の課税仕入れの額は、税込み 270 円である。なお、当日の食パン在庫については全て廃棄している。
- ロ 食パン等の返品・値引高
- (イ) 飲食店等の事業者に対して販売した食パンの返品・値引高 545,400 円
- (ロ) 一般の消費者に対して販売した食パンの返品・値引高 205,200 円
- (ハ) 飲食店等の事業者に対して販売したジャム及びバターの返品・値引高 33,480 円
- (ニ) 一般の消費者に対して販売したパン切り包丁の返品・値引高 16,720 円
- ハ 食パン販売に係る貸倒れ額 519,480 円
- 上記金額は、飲食店等の事業者に対して食パンを販売した売掛債権が貸し倒れたものであり、設立事業年度に販売した 98,280 円と前事業年度に販売した 421,200 円の合計額である。
- ニ 自動販売機の販売収入 941,520 円
- A社は、店外に自動販売機を設置し、卸売業者から清涼飲料水を仕入れて販売している。上記金額は、当課税期間の販売収入である。
- ホ その他の取引
- (イ) 家賃収入 1,518,000 円
- A社は、店舗のスペースの一部をチケット販売業者に賃貸している。
- (ロ) 従業員から収受した社宅の家賃 665,000 円
- (ハ) 償却済債権取立益 320,760 円
- 上記金額は、A社が前事業年度において飲食店等の事業者に対して食パンを販売した売掛債権に貸倒れが発生し、その一部を回収したものである。なお、A社は、その貸倒れについて前事業年度の納付税額の計算において貸倒れに係る消費税額の控除をしている。
- (ニ) 製造機器を買い換えた時の下取り価額 748,000 円
- 上記金額は、A社が以前より所有していた製造機器を買い換えた時の下取り価額である。
- (ホ) 雇用調整助成金 1,400,000 円
- 上記金額は、労働者の失業防止のために厚生労働省から給付を受けた助成金である。
- (ヘ) ゴルフ会員権の譲渡価額 1,210,000 円
- 上記金額は、前事業年度に預託金 1,000,000 円及び入会金 500,000 円を支払って購入したものを国内のゴルフ会員権販売会社に譲渡した価額である。
- (ト) A社が当課税期間中に納付した消費税等の中間納付税額は 372,000 円(消費税額 290,200 円、地方消費税額 81,800 円)である。